

保護者各位

幼稚園における投薬の取り扱いについて

原則として、幼稚園（以下、園）では薬の取り扱いをいたしません。医師の指示でやむを得ず保育時間中の投薬が必要となる場合に限り、保護者と園との信頼関係において、園の担当者が保護者に代わって投薬することを考慮します。その場合、事故が起こらないよう、以下の要領を必ずお守り下さい。

記

- ・園で投薬が必要な場合は、安全性の確保の為に「投薬依頼・情報書」に必要事項を記載して頂き、薬と合わせて園の担当者に提出してください。
- ・園で与える薬は、診察した医師が処方したものに限り、保護者の個人的な判断で持参した薬は投薬できません。
- ・以前に処方されて残っていた薬や兄弟姉妹の薬などは投薬できません。
- ・お子さんが今までに使用したことのない新しい薬は、思わぬ副作用が生じる恐れがありますので投薬できません。少なくとも一度は保護者が投薬した薬に限ります。
- ・以下のような場合は、園で投薬できないことがあります。
 - ① お子さんが薬を嫌がったり、吐いたりして飲ませられない時。
 - ② 水薬の色が変わったり、濁ったり、性状が変わったと判断される時。
 - ③ その他、教師の判断により不都合と判断された時。
- ・発熱時の解熱剤や抗けいれん剤（けいれん止め）喘息発作時の気管支拡張剤（発作止め）など、園の担当者の判断を必要とする薬は原則として投薬できません。ただし、お子さんにとって極めて有用と考えられる場合は、前もって医師と保護者と園との間で相談し、3者の連携の上で使用することを考慮します。
- ・使用する薬は一回ずつに分けて、当日使用分のみをご用意ください。その際に薬の袋や容器には、必ずお子さんの名前を記載してください。
- ・慢性疾患以外の疾患で、園での服用が2週間を超えた場合は、園から主治医へ保護者を通じて、その後の園での服用の必要性を確認することがあります。
- ・園での投薬期間中、体調が急変することも考えられますので、常に連絡が取れるようにしてください。